



消費生活サポーターだより No.59

令和6年2月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。暦の上ではもう春ですが、寒い日が続いております。いかがお過ごしでしょうか。今月は、「災害に便乗した悪質商法や詐欺に注意!」、「冬の生活で気を付けたいこと～暖房器具に注意!～」などを掲載しました。皆様の活動等の参考にご覧ください。

知っておきたい役立つ情報 ～消費者トラブル～



◎ 災害に便乗した悪質商法や詐欺に注意!

令和6年1月1日に発生しました石川県能登半島を中心とした地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

地震、大雨などの災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。災害発生地域だけが狙われるとは限りません。特に最近「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使え」と勧誘する手口について、全国の消費生活センター等に相談が寄せられています。また、義援金詐欺の事例も報告されていますので、注意してください。

【相談事例：「保険金」を口実にした勧誘】

「火災保険を使った屋根工事の見積もりが無料」とのインターネット広告を見て業者へ連絡した。後日自宅に業者が訪問してきて、「修理代を上回る保険金を受け取れる。手数料は保険金の40%で損はない」と言われ契約した。しかし、見積もりどおりに保険金が入り下りるとは限らないと思い解約を申し出たが、解約できないと言われた。

《アドバイス》

- ▶「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」等と勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう！（保険金は手数料なしで申請できます。）
- ▶経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう！
- ▶修理工事等の契約はその場では決めず、複数社から見積もりを取って比較検討するなど慎重に対応しましょう！



(消費者庁イラスト集より)

○寄付金、義援金について

- ▶不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう！
- ▶公的機関が電話で義援金を求めることはありません。決して支払わないようにしましょう！
- ▶寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や用途をよく確認しましょう！

○相談先 消費者ホットライン 188（局番なし） 長野県警察相談専用電話 #9110

※詳しい注意喚起情報は、消費者庁のホームページ等をご覧ください。 <https://www.caa.go.jp/disaster/>

【災害に備える 非常持ち出し品・備蓄品リストについて】

災害はいつ発生するかわかりません。予め災害に備えて非常持ち出し品と備蓄品について準備しましょう。詳しくは、県ホームページ等をご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/kurashi/shobo/bosai/bichiku.html>



注意！ 騙される人が急増

【令和5年中 電話でお金詐欺（特殊詐欺）被害状況】

（長野県警察本部発表暫定値、1万円未満切り捨て（令和5年1月～12月末））

○被害件数：**227件**（前年比+29件）

○被害額：**約9億8,148万円**（前年比+約4億1,917万円）

○被害傾向：65歳以上の高齢者が全体の7割！ 65歳以上の女性が全体の約半数！

1件当たりの被害額が約432万円と高額！

金融商品詐欺が急増！（暗号資産・FX等の投資関連被害が増加！）

知っておきたい役立つ情報 ～日常生活～

◎冬の生活で気を付けたいこと ～暖房器具に注意！～

一年で一番寒い季節を迎えています。この冬の寒い時期に暖房器具が大活躍しますが、暖房器具に関連する事故も発生しています。火災や一酸化炭素中毒などの重大事故につながるものがありますので注意が必要です。

【事故防止のポイント】

- ▶換気が必要な暖房器具は1時間に1～2回窓を開けるなどの換気を行いましょう。
- ▶暖房器具の近くで洗濯物を干したり、燃えやすいスプレー缶などを使用したり放置したりしないようにしましょう。
- ▶石油暖房器具に給油するときは、必ず消火をしてから行い、給油タンクのふたが完全に締まっているか確認しましょう。また、灯油は専用の容器に入れ、ガソリンと別の場所で保管しましょう。
- ▶就寝の前やお出かけする時には必ず消火し、火が完全に消えたことを確認しましょう。



お知らせ

◎「令和6年度長野県シニア大学」の学生募集中！

長野県シニア大学は、自分を磨き・仲間づくり・人材の育成を目指して学生を募集します。ご家族や周りの方にもお知らせください。お申込み等は、別添のチラシ等を参考に直接長野県長寿社会開発センターへお願いします。

◎消費生活サポーター研修会を開催しました！

令和6年1月26日（金）に県庁において、消費生活サポーター研修会を開催しました。前半の講義では、信州大学の菊池先生より「心理学からみた悪質商法等の防止策」について学びました。後半は、意見・情報交換等をグループに分かれて行いました。参加者の方からは、「講義の中の映像をみて視覚からだまされていることが、実際に見て感じて納得した。」「他の地域の方との情報交換ができてよかった」などの感想が寄せられました。

【研修会の様子】



添付資料

○独立行政法人国民生活センター 見守り新鮮情報 第471号、第472号



長野県 暮らし安全・消費生活課 相談啓発係 担当：水澤

電話：026-235-7286 FAX:026-235-7374

Eメール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

発行 長野県 県民文化部 暮らし安全・消費生活課



長野県消費生活審判止審判チャラウター
もしかっち